

安全・衛生 — じゃーなる — Journal

89
2013. 02

〒060-0004 札幌市中央区北4条西12丁目 ほくろビル4F TEL.011-272-8855 FAX011-272-8880 ■発行責任者：松浦 俊一

3月は自殺予防月間です。長時間労働やハラスメントを総点検し、「眠れてる？」と声がけしましょう



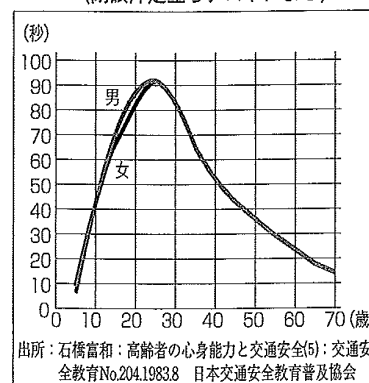
高齢労働者の安全衛生

基本的には「だれでも働きやすい環境」に

高齢化の波は労働人口にも押し寄せています。また、この4月からは「高齢者雇用安定法」が改正・施行され、原則的に年金支給が始まる65歳までの継続雇用が義務づけられます。職場の高齢化がいつそう進むこととなりますが、それに対応した職場環境を作ることが、安全衛生のみならず様々な面で急務となっています。

では、高齢労働者の安全衛生はどのように整えればよいのでしょうか。高齢者は労働災害率が高いのでしょうか。一言でいうと、「だれでも働きやすい職場環境」ということとなります。ただ、高齢者はたとえば安全衛生法でいう「高所」の2メートル以下でも墜落事故を起こしやすい、しかも労災にあった場合は重篤事故になりやすい、回復も長期化しやすい、というような特徴があります。これらは平衡感覚の低下や視野の狭さなど、身体機能の低下によるものもありますが、それらに対応した設備や動線などの職場の点検と改善は、職場全体の安全衛生レベルを向上させ、若年者や経験・教育機会が少ない臨時的雇用者の安全衛生の確保にも寄与します。

図6 加齢による平衡機能の変化
(閉眼片足立ちテストによる)



身体機能の低下を本人が意識するところから始める

身体機能の低下とは

バランス感覚～足場でふらつく
 反応動作～逃げられない、段差につまずく
 視力～頭をぶつける、踏み外す
 筋力～工具が回せない、すっぽ抜ける
 背筋力～重いものが持てない
 脚筋力～階段がづらい、つまずく
 聴力～機械の異常音に気付けない

高齢者が職場に残ることは、年齢を経ることでますます磨きがかかる「より高度で複合的な作業能力＝現場力」を企業が保持できるというメリットがあります。しかし、やはり身体能力の低下は避けられませんので、まず、本人がそのことを自覚して、「若いふりして無理をしない」ことが重要です。

例えば、生理的機能（平衡機能・感覚機能）の低下は若くから始まる（上の図6）こと。筋力の低下は脚力から上

部に進むことが特徴とされています。「とっさの時」に危険を回避する体の動きは10代がピークで、それ以降は急速に低下します。また、握力や背筋力も30代から緩やかですが確実に低下します。視力では、暗い場所で

図8 加齢による握力の変化

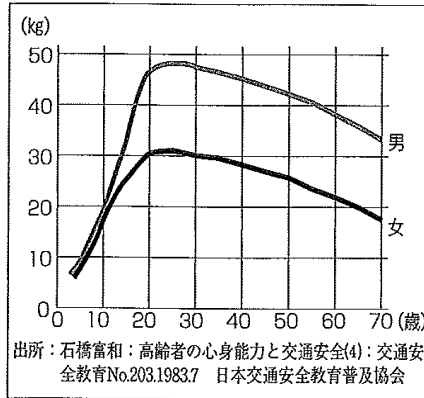
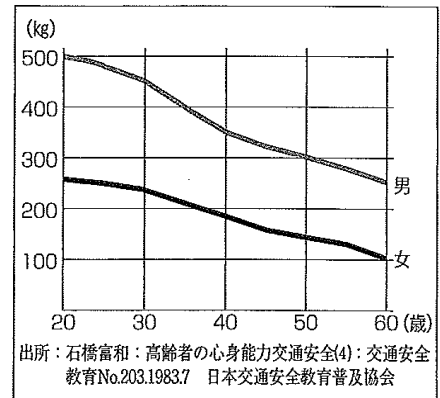


図9 加齢による脚筋力の変化 (両足で測定)



の視力や、急に明るい場所に出たときの明暗順応も著しく低下します。特に脚力は、20代に比べ60代では半分程度に低下しますので、上げたつもりの方が上がっておらずにつまずくようになります。聴力も、聴音が低下するとともに、会話中の雑音で聞き取りが悪くなります。(図8・9参照)

高年齢労働者対策はヒューマンエラー対策！

では、このような身体能力の低下に対応する方法はというと、2メートルよりも低い高さでも手すりをつけることや、通路にもものを置かないことの徹底、滑りにくい靴を履くなど、ヒューマンエラー対策と全く同じと考えましょう。ただ、就労条件や負担の軽減などには、例えば、集中力の必要な作業は短時間で区切り休憩を増やすこと(集中力の持続低下)や、シフト間の時間を長めにする(回復力の低下)、業務指示を明確にして作業ペースは任せる、掲示物は明暗をはっきりさせるなど、低コストでも改善できることは様々にあるでしょう。これらは厚生労働省の「高年齢労働者に配慮した職場改善チェックリスト (<http://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/gyousei/anzen/O903-1.html>) により改善することができます。(参考 労働安全衛生広報 2012. 10)

第18回全道セイフティーネットワーク集会

- ◎ 4月25日(木) 14:00～ 北海道自治労会館3F中ホール
 - ◎ テーマ 高年齢労働者の安全衛生
 - ◎ DVD「高年齢者の安全対策」
 - ◎ 「ロコモティブシンドロームの対策と予防(仮題)」
- 北海道中央労災病院勤労者予防医療センター
坂本和志 主任理学療法士



3次産業の労災防止を重点に

厚生労働省はこの5年ごとの労働災害防止計画見直し（12次防 H25～29年）案を公表しました。その背景には33年ぶりにH22～23年の2年間連続で労働災害が増加したことが大きくあります。（84・85号参照）さらに、速報値でH24年の死亡災害数も前年比+70（+7.5%）と3年連続で増加しています。（便宜上で年号を使用し、H00年と表記しました）

社会福祉施設 10年で雇用者数約2倍、災害増加率2.5倍と急増

現在の労働災害の急増する状況について「案」では、以下のように考えています。

「労働災害の発生状況を見ると、これまで重点的に取り組んできた建設業、製造業は、それぞれ平成14年から平成23年までの過去10年で大幅な減少が見られる一方で、安全衛生行政の重点対象としてこなかった第三次産業は16.7%増加している。このうち、小売業、社会福祉施設、飲食店（以下「小売業等」という。）の労働災害が多く、特に社会福祉施設は、雇用者数が過去10年で約2倍と急増しているが、災害増加率はそれを上回って過去10年で2.5倍近くになっている。このため、労働災害発生件数を減少させるためには、小売業等や、陸上貨物運送事業における荷役作業に対する重点的取組が必要となってきた。小売業等は、建設業や製造業に比べ、重篤度の低い転倒災害が占める割合が高いという特徴が見られ、労働者個人の行動に着目した新たな手法が必要となっている。」

<第12次防 目標>

誰もが安心して健康に働くことができる社会の究極的な目標である「労働災害をゼロにすること」の実現に向け、以下の目標を計画期間中に達成することを目指す。

- ①死亡災害の撲滅を目指して、平成24年と比較して、平成29年までに労働災害による死亡者の数を15%以上減少させること
- ②平成24年と比較して、平成29年までに休業4日以上労働災害による死傷者の数を15%以上減少させること

非正規・混在職場・高年齢化の安全衛生教育

12次防の特徴としては、非正規労働者の拡大と職場の高年齢化が上げられます。労働者全体に占める非正規労働者の割合は、平成22年時点では34.3%にまで増加しており、非正規労働者の7割は女性が占めていて、さらにそのうちの8割以上が第三次産業に集中していること。さらに、いわゆるアウトソーシングが進んでいるため、「事業者間の責任分担が曖昧になったり、請負事業者の権限だけでは十分な労働災害防止のための対策を講じることが困難であったり、複数の事業者による作業が同一の場で行われることによる災害が生じる」ことを懸念しています。

一方、65歳以上の高齢者人口は過去20年間でほぼ倍増しており、高齢者雇用の促進と相まって、高齢労働者が増え、その結果、労働災害に被災する高齢者も増加しており、60歳以上の労働災害発生率は、他の年齢に比べても高く、高齢者の場合は休業日数が長くなる傾向にあること、また、高齢者は高血圧などの基礎疾患を有する割合が高く、勤務中の急な体調不良が労働災害につながることも懸念されるとしています。

大規模小売り・社会福祉・飲食店・陸上貨物を重点業種に

業種別には、今まで重点としてきた建設業や製造業が、全産業の労働者に占める比率がS45年の44%からH22年には26%に低下する一方で、三次産業は54%から73%に増加し今後も拡大するとみられています。労働災害数も建設業や製造業では大幅に減少している一方で、この10年間で逆に2割近く増加している三次産業の労働災害対策として、大規模・多店舗小売りでのバックヤードにおける危険箇所の「見える化」や、社会福祉施設の腰痛対策として介助方法や器具の訪問指導、転倒災害と切れ・こすれ災害で全体の半数を占めている飲食業では「安全衛生マニュアル」の普及などを対策重点としています。また、陸上輸送部門では7割を占める荷役作業での労働災害防止のために、運送業者と発注者の役割分担を明確にした「モデル運送契約書」やトラック運転手への墜落・転落防止教育などを重点化することとしています。

それぞれの重点業種の目標は以下の通りです。

重点業種ごとの目標（労働災害による休業4日以上死傷者の数）

- 小売業～20%以上減少させる。
- 社会福祉施設～10%以上減少させる。
- 飲食店～20%以上減少させる。
- 陸上貨物運送事業～10%以上減少させる。

化学物質・メンタルヘルス・長時間労働は手薄感が

一方で、昨年から大問題になっている印刷業の「胆管がん」については、「技術革新に対応した規制のあり方」の中で、「リスクによる人体への影響が科学的に完全に解明されていない段階でも、不確実性のあるリスクやその影響をどう評価し、予防的な対策を講じていくべきか、長期的に検討を進めていく必要がある。」と触れているだけです。メンタルヘルス対策では、「平成29年までにメンタルヘルス対策に取り組んでいる事業場の割合を80%以上とする。」と目標を掲げていますが、労働者のストレスへの気づきを促すようストレスチェックを促すだとか、ハラスメントに対する啓蒙にとどまっています。また、過労・長時間労働対策としては、「平成23年と比較して、平成29年までに週労働時間60時間以上の雇用者の割合を30%以上減少させる。」ことを目標に、「労働基準法第36条第1項の協定で定める労働時間の延長の限度に関する基準」の遵守を図ること等により、時間外労働の削減を推進するとされており、それぞれの根本的な対策としては、まったく不十分といわざるを得ません。なお、これから被害のピークをむかえると私たちが提起しているアスベスト対策は建設業の「解体工事」における注意のみに記述があり、重点対策にも入っていないことは、問題意識として欠如している現れです。

メンタル**無料**電話相談

011-209-2500

(電話料金はかかりません 相談を受けるのは産業カウンセラーです)